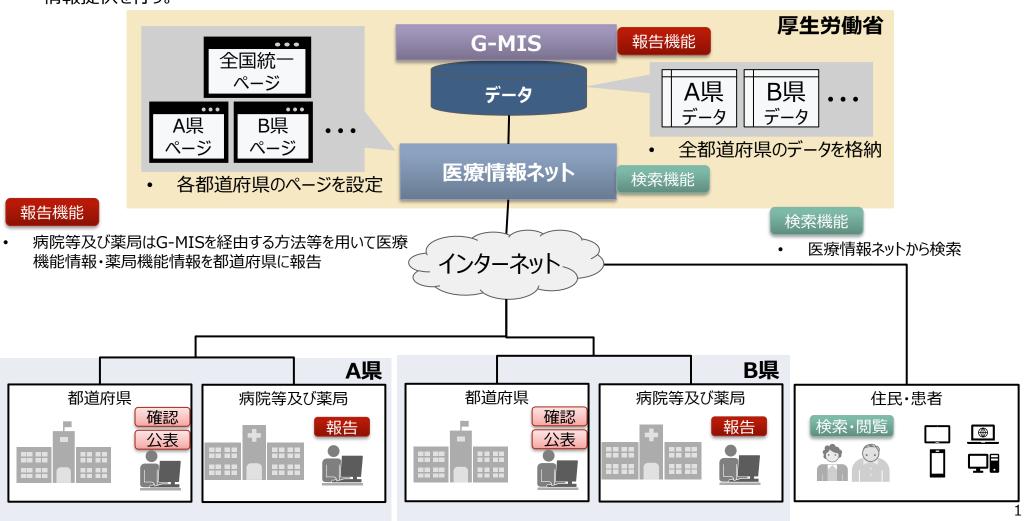
【報告機関向け】 G-MIS新規アカウント発行のお知らせ

- 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度につきましては、都道府県の独自の運用を行うことがございます。 必ず各都道府県からのお知らせをご確認いただきますようお願いいたします。
- 問合せにつきましては、各都道府県の制度窓口をご確認ください。

医療機能情報提供制度•薬局機能情報提供制度

- 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度は、医療機関等情報支援システム(以下「G-MIS」という。)及び全国統一的な情報提供システム(以下「医療情報ネット」という。)を活用し、都道府県が実施主体として運用される。
- 病院等及び薬局は、G-MISを経由する方法等の都道府県知事の定める方法により、医療機能情報・薬局機能情報について、年1回以上報告する。
- 都道府県は医療情報ネットを活用して、病院等及び薬局から報告された医療機能情報・薬局機能情報を公表し、住民・患者への 情報提供を行う。



医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度の報告・公表方法が変わります

令和5年度(令和6年1月)からG-MISを利用した定期報告を開始し、報告された情報を基に令和6年度(令和6年4月1日)から医療情報ネットを利用した情報の公表を開始します。

■アカウント発行:11/13 9:00より「新規ユーザ登録申請機能」を解放いたしますので、必ず申請を行ってください。

(URL: https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form)

※ G-MISを利用した定期報告を実施予定でアカウント未申請の病院等及び薬局におかれましては、11/13以降、アカウント発行申請をお願いいたします。

申請の承認後、「G-MIS事務局」〈info@q-mis.net〉より順次アカウント発行通知メールを送信いたします。

なお、アカウント発行には、通常 $1 \sim 2$ 週間程度かかります。申請が集中した場合には、発行までの期間が大幅に延びる可能性がありますのでご注意ください。

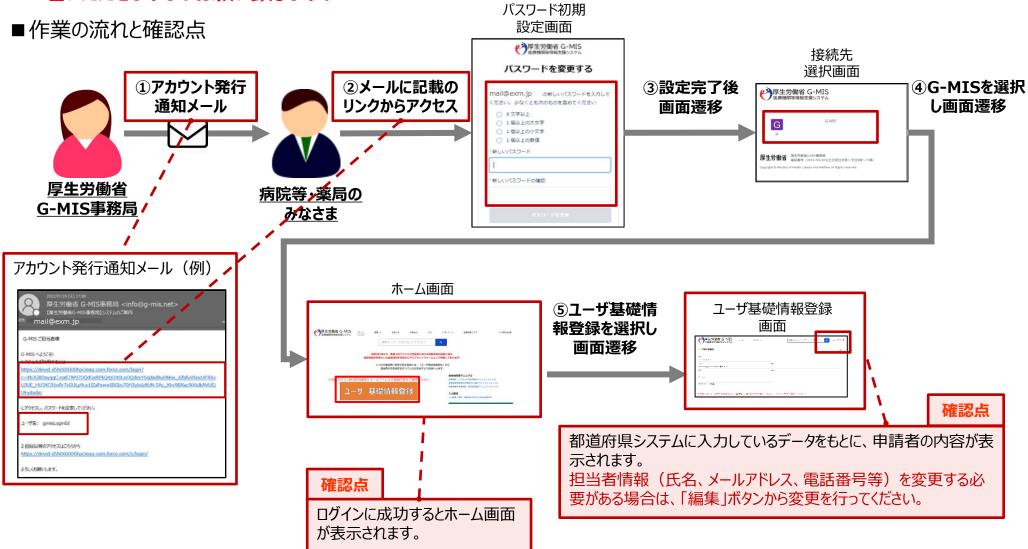
アカウント発行の具体的な手順については、各都道府県ごとに異なる可能性がございます。お問合せについては、各都道府県の制度窓口までお寄せください。

■令和5年度定期報告:令和6年1月頃からG-MISを利用した定期報告の開始

— 13·1 43 1 /.	X VL/VJ+IX	古:一仙	J — I / J 05	£/J JC 111	رو ایک ت	ווטוכא			·U										
		令和5年度								4	令和6年度								
	令和5年									令和6年									
	4月	5月	6月	7月	8月		9月	10月		11月	12	月	1月	2月	∃	3月	4F]	12月
準備作業				都道府	県システ	しからの	デーク移	行		アカウント	·発行								
						<u>Д</u> /3 ЭФ/)))			, ,,,,,,,	7613								
本番稼働													Λ T				医療	青報ネッ	トでの
													令机	115年度)	定期報台	与		公表	
					水	木	金	±	日	月	火	水	木	金	±	日	月	火	水
					11/	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
					8		10	11	12		11/13			1,	10	15	20	21	
											サイノエン 新規ユーサ			亜解放さ	ะก≢ส				
											ディスティック E常にアカ								
											薬局に向い								
										t	が配信され	ます							
											既にご利用								
											等・薬局に			カウント通	知の				
											電子メール	が配信さ	れます						

利用者(報告機関)のアカウント発行通知メール受領後(G-MISログイン)

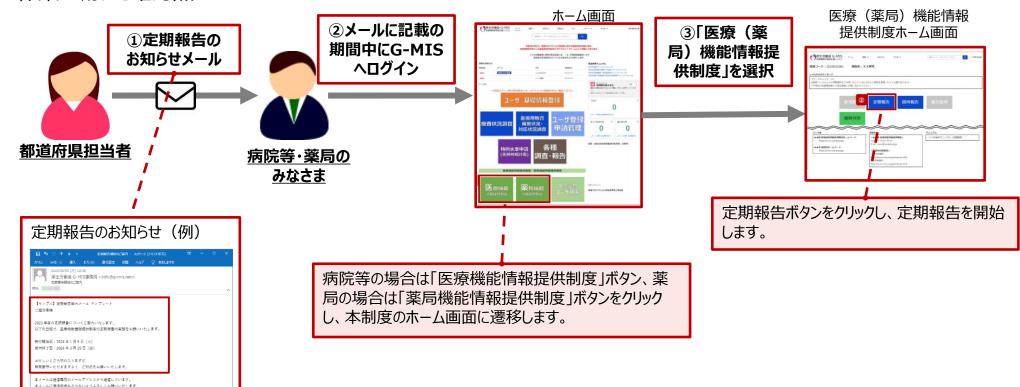
- 以下の作業をアカウント発行通知メールの受領後、速やかに実施してください。
- アカウント発行通知メールの再送はできませんので、ユーザ情報(ログインID、パスワード)は、利用者様で大切に管理いただきますようお願い致します。



令和5年度定期報告の実施

- G-MISに初回ログイン後、原則として令和6年1月頃から3月頃までの期間で令和5年度の定期報告を実施願います。
- 定期報告の実施期間は、都道府県により異なります。都道府県毎の実施時期は、都道府県が発信するお知らせ等でご確認いただきますようお願い申し上げます。
- 3月末までに定期報告を実施しないと令和6年度(令和6年4月1日)から医療情報ネットを利用した情報の公表が行われなくなるため、必ず期限までに定期報告を実施するようお願い申し上げます。
- ■作業の流れと確認点

○医療機能機能提供制度に関するご質節について XX 編件接 医療機能接触接触所配益当 TEL XX-XXXXX ○システムへの画面入力内容・操作方法について XX 第 医原際総質報提出制度 支援報告へルプチスク TEL XX-XXXXX-XXXXX



アカウント発行通知に係るトラブル対処方法について

■ アカウント発行通知メールが届かない等のトラブル発生時、参照してください。

対応方法1 (メールボックスの空き容量が不足していた場合)

対応方法1

メールボックスの空き容量が不足していた場合

- メールボックスの空き容量が不足している場合に空き容量を増やす方法は、ご利用中のメールソフトウェアにより、対応方法が異なります。 手順等については、ご利用中のメールソフトのホームページ等でご確認ください。
- メールサーバー上でメールが保管されている場合には、メールボックスの空き容量を確保した後、メールサーバからメールが再送されます。
- もしも、メールが受信できなかった場合には、アカウント発行通知メールの再送はできませんので、大変恐れ入りますが、都道府県窓口に「ログインID」をご確認の上、「パスワードのリセット」を実施いただきますようお願いします。パスワードのリセット方法は、ログイン画面におきまして、「パスワードをお忘れですか?」のリンクを押していただくようお願いします。

対応方法1 (迷惑メールフォルダにメールがあった場合)

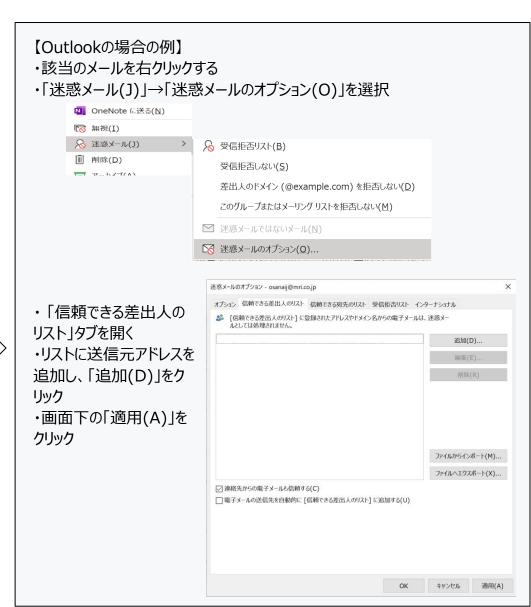
対応方法2

迷惑メールフォルダにメールがあった場合

○ 以下の手順に従い、該当する対処を実施してください。



※「安全なアドレス」に設定する方法は、お使いのソフトウェア により異なりますので、ソフトウェアのマニュアル等を参照ください。

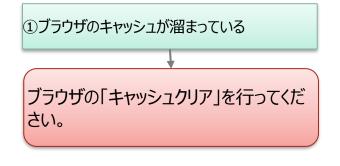


対応方法2(メールにあるURLにアクセスできない)

対応方法3

メールにあるURLにアクセスできない

- ○「このサイトにアクセスできません」というメッセージが出た場合、以下の理由などが考えられます。
 - ① ブラウザのキャッシュが溜まっている
 - ② サイトにフィルターがかかっている
 - ③ サーバーがメンテナンス中などで利用できない状態にある



※キャッシュクリアの方法はブラウザごとに異なります。ブラウザのマニュアル等を参照ください。



③サーバーがメンテナンス中などで利用できない 状態にある

しばらく待ってから、アクセスいただくようお願いします。



対応方法3(メールが届いていない場合)

対応方法4

既存のアカウントが無いにも関わらず、アカウント発行通知メールが届かない

- この場合、以下の理由が考えられます。
 - ① メールが送信エラーとなっている
 - ② 病院等のご担当者様が把握していない既存のアカウントが存在する
 - ③ 新規ユーザ登録申請時、機関コードを誤って登録してしまった

①メールが送信エラーとなっている

申請時のメールアドレスが間違っていた可能性があります。

都道府県の窓口からご連絡しますので、お 待ちいただくようお願いします。 ②病院等のご担当者様が把握していない既存のア カウントが存在する

既存のアカウントが不明な場合、 **都道府県の窓口**に連絡し、既存のアカウント情 ③新規ユーザ登録申請時、機関コードを誤って登録してしまった

申請時の機関コードが間違っている可能性があります。

都道府県の窓口からご連絡しますので、お待ちいただくようお願いします。

申請時のメールアドレスや機関コードが間違っていた場合、**もう一度「新規ユーザ登録申請」を実施する**必要がございます。 なお、正しい機関コードは、**都道府県の窓口**からご連絡しますので、お待ちいただくようお願いします。

報をご確認ください。

→11/13以降、以下のURLから「新規ユーザ登録申請」を行ってください。

https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form

- よくある質問(FAQ)については、原則として、都道府県からのご案内等を参照いただくようお願いいたします。
- 以下は、一般的な回答となっています。都道府県により、回答内容が一部異なる場合がございますので、都道府県の窓口へお問い合わせいただくようお願いいたします。

G-MISの動作環境等に係る事項

No.	質問	回答
1	インターネット環境がないため、新規ユーザ登録 申請できません。	医療(薬局)機能情報提供制度では、都道府県の運用次第では、インターネット環境を持たない報告機関からは調査票 (紙)による申請でも受け付け可能としていますが、オンライン報告を推奨しております。インターネット環境を整備後、新規ユー ザ登録申請を行っていただくようお願いします。
2	携帯電話での新規ユーザ登録申請は可能です か。	新規ユーザ登録申請の機能については、スマートフォンやタブレットでの申請は可能です。
3	メールアドレスを持っていません。	メールアドレス取得後、新規ユーザ登録申請をいただきますようお願いします。
4	住所の全角入力や、電話番号の半角入力のや り方がわかりません。	一般的なPC操作の操作(全角/半角の切り替え方法等)につきましては、PCサポートでご確認いただきますようお願いします。

2

新規アカウント発行に係る事項

No.	質問	回答
1	機関コードがわからない。	機関コードについては、都道府県からのお知らせ等でご確認ください。
2	郵便番号検索で住所がヒットしない。	大口事業所で個別番号を有する事業者様の個別番号への対応はしていません。 個別番号ではなく、住所地に割り振られた郵 便番号を使用するようにお願いします。
3	令和5年6月末の期限で申請を都道府県から 依頼されていたが、間に合わなかった。申請をし たいがどうすればよいか。	申請が間に合わなかった病院等及び薬局の方は、11月13日以降に本機能が再度利用可能となるため、申請をお願いします。
4	新規開設・開業したが、ユーザ申請はいつ・どの ように実施するのか。	令和5年11月13日に、新規ユーザ登録申請機能が利用可能となります。11月13日以降に申請をお願いします。
5	申請後に、医療機関情報に変更があった。何か 手続きは必要か。(所在地住所・名称・医療 機関コードなど)	利用者情報につきましては、ログイン後、「ユーザ基礎情報登録」ボタンをクリックし、修正を行ってください。 医療機関の情報修正 については、定期報告または随時報告にて修正を行ってください。
6	入力項目に何を入れたら良いかわからない。 (個人経営の薬局なので「担当部署名」、「担 当部署番号」、「建物名」に該当するものがない 等)	項目毎の「ヘルプ」(?ボタン)を押して確認してください。

3

G-MISのログインに係る事項

No.	質問	回答
1	アカウント発行通知メールを紛失してしまい、ログ インできない。	アカウント発行通知メールは、再送できません。大変恐れ入りますが、都道府県窓口に「ログインID」をご確認の上、「パスワードのリセット」をお願いします。パスワードのリセット方法は、ログイン画面におきまして、「パスワードをお忘れですか?」のリンクを押していただくようお願いします。
2	「このサイトにアクセスできません」というメッセージ が出た。	以下のケースに該当するかを確認し、それぞれの対処方法を行ってください。 ①ブラウザのキャッシュが溜まっている➡ブラウザの「キャッシュクリア」を行ってください。 ②サイトにフィルターがかかっている➡情報システム管理者にG-MISのサイト(https://www.g-mis.mhlw.go.jp/)をアクセス可能としていただくようお願いしてください。 ③サーバーがメンテナンス中などで利用できない状態にある➡しばらく待ってからアクセスしてください。
3	ログインIDが分からない。	アカウント発行通知メールは、再送できません。大変恐れ入りますが、都道府県窓口に「ログインID」をご確認の上、「パスワードのリセット」をお願いします。パスワードのリセット方法は、ログイン画面におきまして、「パスワードをお忘れですか?」のリンクを押していただくようお願いします。
4	パスワードが分からない。	「パスワードのリセット」をお願いします。パスワードのリセット方法は、ログイン画面におきまして、「パスワードをお忘れですか?」のリ ンクを押していただくようお願いします。

4

定期報告に係る事項

No.	質問	
1	ログインIDが分からなくなり、ログインできない。	アカウント発行通知メールは、再送できません。大変恐れ入りますが、都道府県窓口に「ログインID」をご確認の上、「パスワードのリセット」をお願いします。パスワードのリセット方法は、ログイン画面におきまして、「パスワードをお忘れですか?」のリンクを押していただくようお願いします。
2	1月から定期報告と聞いていたが、G-MISにログ インしても定期報告ボタンが押せない。	定期報告期間中のみ定期報告ボタンが押せます。定期報告の開始日・終了日は、都道府県毎に異なります。都道府県からの ご案内等を確認してください。
3	「医療機能情報提供制度」ボタンを押し、「医療機能情報提供制度ホーム画面」を表示したが、新規報告ボタンは押せるが、定期報告ボタンが押せない。	以下の2つの場合があります。 ①定期報告期間外の場合は、定期報告ボタンが押せません。都道府県からご案内する定期報告実施期間をご確認ください。 ②昨年度の報告データがG-MIS上に存在しない場合、「新規報告」機能を使って「定期報告」を実施いただく必要がございます。 「新規報告」を選択し、令和5年度の報告を行ってください。